

石見国幕領大森代官所牢屋関係史料の紹介

小林 准 士

(島根大学法文学部)

香川大学図書館の神原文庫には、石見国迹摩郡大森町の町役人である目代に関係した文書が十一一点所蔵されている。いずれも、石見国幕領を治めた大森陣屋に附属する牢屋に関係した史料である。本稿は、これらの史料を翻刻して紹介するとともに、簡単な解説を行うものである。翻刻にあたっては、後掲のように、史料一〜一まで番号を付し編年順に配列した。これを前提に、以下、史料群の性格について触れておく。

まず、これらの史料について、時系列に基づき整理を加えると、左の五つのグループに分けることが可能である。

- (一) 史料一・二・三 文政六年六月
- (二) 史料四・五 文政六年七月
- (三) 史料六・七 文政七年二月
- (四) 史料八 文政七年五月
- (五) 史料九・一〇・一一 文政一〇年二月

例えば、(二)の史料群は、文政六年六月の間にかかった牢の維持費用を計上し負担について取り決めたものである。

また、翻刻史料の番号の下には、文書の類型に基づき、aからdのアルファベット記号を示したが、それぞれの該当する文書を示すと左の通りである。

- a 入用割合 史料一・四・六・八・九
- b 入用勘定 史料二・五・七・一〇
- c 湯浴入用 史料三
- d 牢番賃 史料一一

右のa入用割合とは、一ヶ月の間に使用した蠟燭、焼き炭、明し油、附木・ほくち・とうしん(灯芯)について、それぞれのくらの経費がかかったかを計上した上で、それら全体の金額を入牢者の人数で割り入牢者一人分とした額を、牢番が大森町の目代に報告した文書である。尤も、牢には月の途中に人が出入りすることがあったので、その都度、期間を区切り、入牢者の人数に応じて一人当たりの経費を計算し直していることが分かる(例えば史料四を参照)。

次にbの入用勘定とは、入牢者一人一人の入牢日数に応じた賄い代、aの文書で計算した光熱費、及び支給品の経費を合算し、入牢者個人にかかった費用の全体を、各人ごとに記していった文書である。

cタイプの文書は史料三しか該当しないが、文政六年六月六日に入牢者を入浴させ月代摘みをし髪を結った際の費用を計上したものである。同様に、dのタイプの文書は史料一一しかなく、文政一〇年二月分の牢番賃を計算したものである。

以上の整理から、次のようなことが分かる。

すなわち、aの入用割合を作成した上で、bの入用勘定において入牢者一人当たりの経費を計上していること、それから史料二に「牢番共勘定目録差出候二付村方へ掛合取立候様仕度」とあることから、入牢者の賄い代と物品費は入牢者の出身村が負担したであろうことである。一方、史料一によれば、牢番賃は「御陣屋入用郡中御取立銀」から拠出された。つまり、银山料全体の村々から取り立てられた郡中入用によって支払われたのである。なお、この牢番賃は大森陣屋の用達が郡中入用から大森町目代に渡し、目代から鉢屋に支払われたはずである（拙稿「石見銀山附幕領大森町における町役人の職と文書管理」『島根史学会会報』四六号、二〇〇八年、六頁を参照）。

ところで、これらの史料群には目代として、田儀屋清六と大吉屋瀬平の名前が見られる。これは、肥後屋周平の目代退役に際し、文政二年の八月から熊屋三九郎と大吉屋瀬平の両名が交替で目代を務めることになっていたからであった。具体的には、文政二年八月から翌年の七月までは、熊屋三九郎、同年八月から文政四年七月までは大吉屋瀬平という具合である（石見銀山資料館所蔵「大森町宮前組用留」を参照）。但し、本史料群が作成された文政六年から十年には、熊屋の番を田儀屋が務めるようになっていた。

このように、本史料群は、大森陣屋附属の牢屋運営にあたり、牢番を務めた鉢屋らから大森町の目代が受け取ったもので、もともとは目代が所有していたものと推測される。神原文庫への伝来経緯は不明であり、今後の関連史料の調査が望まれるが、大森町目代の職務、費用の内訳から分かる牢屋の管理運営の実態、入牢者数の推移と内訳、被差別民身分である鉢屋の牢番勤務と鉢屋頭による支配などについて分かる貴重な史

料群であると言えよう。今後、様々の側面からの検討による活用を期待するものである。

（付記）

本稿は平成二〇年度科学研究費補助金（基盤研究B 研究課題番号一七三二〇〇九八）による研究成果の一部である。

（謝辞）

本史料群の翻刻の掲載を許可された香川大学図書館に御礼を申し上げます。

（凡例）

- 一、史料の翻刻は、原則として新字で統一した。
- 一、適宜、読点（、）や並列（・）を加えた。
- 一、異体字・俗字・略字・合字のうち、扣・倅・メ・合・并についてはそのままとした。
- 一、変体仮名は現行の字体に改めたが、者・与・江・而・茂についてはそのままとした。
- 一、くりかえし記号については、漢字は「々」、平仮名は「、」、片仮名は「、」を用いた。
- 一、二点の史料を編年して配列し史料番号（一〇〜一一）を付したが、神原文庫蔵の古文書目録の番号と年月日及び文書の類型（a〜d、解説参照）についても、記しておいた。

【史料一】 目録番号四一八（文政六年六月） a

（端裏書）「未六月分牢屋入用割合書御押切印受」

差上申牢屋諸入用割合書付之事

一、銀四匁三分五厘 蠟燭拾匁掛

式十九丁

是ハ六月朔日ハ廿九日迄之間、一夜壹丁宛、但壹丁ニ付壹分五厘ツ、

御座候

一、同五匁五分七厘 燒炭

拾七貫四百め

是ハ日数右同断、壹晝夜六百め宛、但壹目ニ付三匁式分ツ、御座

候

一、同三匁式分五厘 明し油

壹升壹夕五才

是ハ日数右同断、壹夜三夕五才宛、但壹升ニ付三匁式分ツ、御座候

附木

ほくち 代

とふしん

一、同式分九厘

是ハ日数右同断、一晝夜壹厘宛ニ御座候

メ拾三匁四分六厘

温泉津村庄蔵、神子路浦重郎兵衛、尾浜浦広右衛門、同浦沢右衛門、

同浦友右衛門、大森町平右衛門

メ六人割合壹人前ニ付式式分四り三毛之当

右之通り諸入用割合書奉差上候、以上

牢番増平（印）

石見国幕領大森代官所牢屋関係史料の紹介（小林准士）

未六月 右同断定助（印）

大森目代所

前書之通割合書奉差上候、以上

未七月

目代 大吉屋瀬平（印）

大森御役所

【史料二】 目録番号四一九（文政六年六月） b

（端裏書）「未六月分牢屋入用割合書御押切印受」

覚

一、銀五拾式匁式分

温泉津村庄蔵入牢六月朔日より廿九日迄日数廿九日之間賄代壹日

壹匁五分ツ、持運賃一日三分宛ニ而如斯

メ

一、同式匁式分四り

是ハ六月朔日ハ廿九日迄日数廿九日之間、蠟燭炭油附木ほくちと

ふしん代割合別紙割合書之通り

但六つ割壹つ分

一、同式分四り ちり紙二状

メ式匁四分八り

・合五拾四匁六分式り

一、銀五拾貳匁貳分

神子路浦重郎兵衛入牢六月朔日迄廿九日迄日数廿九日之間賄代壹日壹匁五分ツ、持運賃一日三分宛ニ而如斯

一、同貳匁貳分四り

是ハ六月朔日迄廿九日迄日数廿九日之間蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り

一、同貳分四り

ちり紙二状

一、同貳分四り

ちり紙二状

一、銀五拾貳匁貳分

尾浜浦広右衛門入牢六月朔日より廿九日迄日数廿九日之間賄代一日壹匁五分ツ、持運賃一日三分宛ニ而如斯

一、同五拾貳匁貳分

同浦沢右衛門賄代右同断

一、同五拾貳匁貳分

同浦友右衛門賄代右同断

一、同六匁七分貳厘

是六月朔日迄廿九日迄日数廿九日之間蠟燭炭あふら附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り

但、六つ割三つ分

一、同七分貳厘

ちり紙六状

一、同七分貳厘

ちり紙六状

一、合百六拾四匁四り

大森町平右衛門入牢六月朔日より廿九日迄日数廿九日之間賄代壹日壹匁五分ツ、持運賃壹日三分宛ニ如斯

一、同貳匁貳分四り

是ハ六月朔日迄廿九日迄日数廿九日之間蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り

一、同貳分四厘

ちり紙二状

一、同貳分四厘

ちり紙二状

一、同貳分四厘

ちり紙二状

惣合三百貳拾八匁八り

右之通り御座候、以上

未六月 牢番 増平（印）

大森町御目代所 右同断定助（印）

大森町御目代所

前書之通牢番共る勘定目録差出候ニ付村方へ掛合取立候様仕度奉存候、

以上

未七月 大森町目代

大吉屋瀬平（印）

大森

御役所

前書之合銀三百式拾八匁八厘同人届之上令押切相渡もの也

七月十一日 大森御役所

但忝人前ニ付錢四拾三文当り

右者六月六日入牢人共、湯浴并月代摘入用共割合書面之通ニ御座候、以上

未七月 大森町目代

大吉屋瀬平(印)

大森

御役所

【史料三】 目錄番号四二〇(文政六年六月) c

(端裏書)「未六月湯浴入用割合目錄御押切之印受」

覺

一、錢百貳拾文 人足忝人

一、同七拾文 薪代

ノ百九拾文

右之通り居風呂湯わかし諸入用目錄如斯御座候、以上

未六月

牢番 増平(印)

右同断定助(印)

大森町

御目代所

一、錢三拾七文 鬢付代

一、同貳拾三文 紙忝丈代

一、同八文 元結忝把代

ノ六拾八文

合錢貳百五拾八文

温泉津村正藏、神子路浦重郎兵衛、後地村広右衛門・沢右衛門・友右

衛門、大森町平右衛門ノ六人割合

石見国幕領大森代官所牢屋關係史料の紹介(小林准士)

前書合錢貳百五拾八文見届之上、令押切相渡者也

(割印) 未七月十一日 大森

御役所(印)

【史料四】 目錄番号三九六(文政六年七月) a

(端裏)「未七月分牢屋入用割合書」

差上申牢屋諸入用割合書付之事

一、銀三匁六分 蠟燭拾匁懸ケ

貳拾四丁

是ハ七月朔日ハ廿四日迄忝夜忝丁ツ、但、忝丁ニ付忝分五リ宛御座候

一、同 四匁三分式厘 燒炭

拾四貫四百匁

是八日数右同断壹昼夜六百めツ、

但、掛目壹メニ付三分宛御座候

一、同 式分六分九リ 明し油

八合四夕

是八日数右同断壹夜三夕五才ツ、

但、壹升ニ付三匁式分宛御座候

一、同 式分四厘

附木
ほくち 代
とふしん

是八日数右同断、但壹昼夜壹厘ツ、御座候

メ 拾匁八分五リ

温泉津村庄藏、神子路浦重郎兵衛、尾浜浦広右衛門、同浦沢右衛

門、同浦友右衛門、大森町平右衛門、メ六人割合壹人ニ付

壹匁八分^(貼紙)八毛三ツ、

一、銀三分

蠟燭拾匁掛ケ

式丁

是八七月廿五日夕廿六日晚迄壹夜壹丁ツ、

但、壹丁ニ付壹分五厘ニ御座候

一、同三分六厘

烧炭壹メ式百目

是日数右同断、一昼夜六百目宛

但、掛目壹メニ付三分ツ、御座候

一、同式分式厘

明し油 七夕

是八日数右同断一夜三夕五才ツ、

但、壹升ニ付三匁式分宛御座候

一、同式厘

附木
ほくち 代
とふしん

是八日数右同断、但一昼夜壹厘ツ、御座候

メ九分

温泉津村庄藏、神子路浦重郎兵衛、尾浜浦広右衛門、同浦沢右衛門、

同浦友右衛門、大森町平右衛門、川内村長吉、メ七人割合壹人ニ付、

壹分式り八毛六宛御座候

一、同壹分五厘

蠟燭拾匁懸ケ
壹丁

是八七月廿七日壹夜壹丁ニ而

但、壹丁ニ付壹分五リ御座候

一、同壹分八リ

烧炭六百め

是八日数右同断、一昼夜六百めツ、

但、壹メ目ニ付三分ニ御座候

一、同壹分壹厘

明し油
三夕五才

是八日数右同断、一夜三夕五才

但、壹升ニ付三匁式分ニ御座候

一、同壹厘

附木
ほくち 代
とふしん

是八日数右同断、一昼夜壹リツ、御座候

メ四分五厘

温泉津村庄藏、神子路浦重郎兵衛、尾浜浦広右衛門、同浦沢右衛

門、同浦友右衛門、大森町平右衛門、川内村長吉、川本村柳右衛門、
浜田領益淵村勘次郎、広島領湯原村三兵衛ノ十人、割合忝人二付
四り五毛宛御座候

右同断
定助(印)

一、銀四分五り

蠟燭拾匁懸ケ

是ハ七月廿八日晦日迄日数三日之間、一夜忝丁ツ、

但、忝丁ニ付忝分五り宛御座候

一、同五分四厘

焼炭忝ノ八百目

是ハ日数右同断、一昼夜六百めツ、

但、忝ノ二付三分宛御座候

一、同三分四厘

明し油忝合五才

是ハ日数右同断、一夜三夕五才ツ、

但、忝升ニ付三匁式分宛御座候

大森御役所

未八月

大森町

組頭

目代兼

田儀屋清六(印)

一、同三厘

附木

ほくち 代
とふしん

是ハ日数右同断、但忝昼夜忝厘ニ御座候

ノ忝匁三分六り

温泉津村庄藏、神子路浦十郎兵衛、尾浜浦広右衛門、同浦沢右衛

門、同浦友右衛門、大森町平右衛門、川田村長吉、川本村柳右衛

門、浜田領益淵村勘次郎、広島領湯原村三兵衛、八色石村善兵衛、

ノ十一人、割合忝人ニ付忝分式り三毛六宛御座候

右之通り諸入用割合書奉差上候、以上

牢番

未七月

増平(印)

大森町御目代所

前書之通牢番共ハ七月分割合書附差出候ニ付写仕奉差上候、以上

【史料五】 目錄番号三九七(文政六年七月) b

(端裏)「未七月分牢屋賄代諸入用勘定目錄御押切御判相濟候分」

覚

一、銀五拾四匁也

温泉津村庄藏入牢七月朔日ハ晦日迄日数卅日之間、賄代一日忝匁

五分ツ、持運賃一日三分ツ、ニ而如斯

一、同忝匁八分忝厘

是ハ七月朔日ハ廿四日迄之蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別

書割合之通り

但、六ツ割忝ツ分

一、同忝分三厘

石見国幕領大森代官所牢屋関係史料の紹介(小林准士)

石見国幕領大森代官所牢屋関係史料の紹介（小林准士）

六〇

是ハ七月廿五日廿六日日数二日之間、蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別書割合書之通リ

是ハ七月廿七日之蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別書割合書之通リ

但、七つ割壹つ分

但、十人割壹人前

一、同 五厘

一、同壹分貳厘

是ハ七月廿七日之蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別書之通リ

是ハ七月廿八日夕晦日迄日数三日之間蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別書割合書之通リ

但、十人割壹人分

但、十一人割壹人前

一、同壹分貳厘

一、同貳分四り

是ハ七月廿八日夕晦日迄日数三日之間、蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別書割合書之通リ

メ五拾六匁三分五り

ちり紙二状

但、十一人割壹人分

一、同貳分四り

ちり紙二状

但、十一人割壹人分

一、銀五拾四匁也

一、同貳分四り

一、銀五拾四匁也

メ五拾六匁三分五厘

尾浜浦広右衛門入牢七月朔日より晦日迄日数廿日之間、賄代一日

一、銀五拾四匁也

一、同五拾四匁

一、銀五拾四匁也

一、同五拾四匁

神子路浦重郎兵衛入牢七月朔日夕晦日迄日数廿日之間、賄代一日

同浦沢右衛門賄代右同断

壹匁五分ツ、持運賃一日三分宛ニ而如斯

一、同五拾四匁

一、同壹匁八分壹厘

同浦友右衛門賄代右同断

是七月朔日夕廿四日迄蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別書割合書之通リ

一、同五匁四分三り

合書之通リ

是ハ七月朔日夕廿四日迄之蠟燭炭油附木ほくちとふしん割合別紙割合書之通リ

但、六つ割壹つ分

割合書之通リ

一、同壹分三厘

但、六つ割三つ分

是ハ七月廿五日廿六日日数二日之間、蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合、別書割合書之通リ

一、同三分九り

但、七つ割壹つ分

是ハ七月廿五日廿六日日数二日蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通リ

但、七つ割壹つ分

合別紙割合書之通リ

一、同五厘

但、七つ割三つ分

一、同壹分五り

是ハ七月廿七日蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之
通り

但、十人割三つ分

一、同三分六厘

是ハ七月廿八日夕晦日迄日数三日之間蠟燭炭油附木ほくちとふし
ん代割合別紙割合書之通り

但、十人割三人分

一、同七分式厘

ちり紙六状
但、壹ヶ月老人前二状ツ、御座候

メ百六拾九匁五厘

一、銀五拾四匁也

大森町平右衛門入牢七日朔日夕晦日迄日数廿日之間、賄代壹日壹
匁五分ツ、持運賃一日三分宛ニて如斯

一、同壹匁八分壹厘

是ハ七月朔日夕廿四日迄之蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別
紙割合書之通り

但、六つ割壹つ分

一、同壹分三り

是ハ七月廿五日廿六日日数二日之間、蠟燭炭油附木ほくちとふし
ん代割合別紙割合書之通り

但、七つ割壹つ分

一、同五厘

是ハ七月廿七日之蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合之
石見国幕領大森代官所牢屋関係史料の紹介（小林准士）

通り

但、十人割壹人分

一、同壹分式厘

是ハ七月廿八日夕晦日迄日数三日之間、蠟燭炭油附木ほくちとふ
しん代割合別紙割合書之通り

但、拾老人割壹人分

一、同式分四り

メ五拾六匁三分五厘

ちり紙二状

一、銀拾匁八分

川内村長吉入牢七月廿五日夕晦日迄日数六日之間、賄代一日壹匁
五分ツ、持運賃一日三分宛ニて如斯

一、同壹分三り

是ハ七月廿五日廿六日日数二日之間、蠟燭炭油附木ほくちとふし
ん代割合別紙割合書之通り

但、七つ割壹つ分

一、同五厘

是ハ七月廿七日之蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書
之通り

但、十人割壹人分

一、同壹分式厘

是ハ七月廿八日夕晦日迄日数三日之間蠟燭炭油附木ほくちとふし
ん代割合別紙割合書之通り

但、十一人割壹人分

一、同壹分式厘

ちり紙壹状

一、同六分五り

折敷壹枚

一、同壹匁

椀壹膳

一、同貳厘

箸壹せん

一、同八分

筵貳枚

メ拾三匁六分九厘

一、銀七匁貳分

川本村柳右衛門入牢七月廿七日迄晦日迄日数四日之間賄代壹日壹匁五分ツ、持運ちん一日三分宛ニ如斯

一、同五厘

是ハ七月廿七日蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り

但、十人割壹人分

一、同壹分式り

是ハ七月廿八日迄晦日迄日数三日之間蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り

但、十一人割壹人分

一、同壹分式り

ちり紙壹状

一、同六分五り

おしき壹枚

一、同壹匁

わん壹膳

一、同貳厘

はし壹せん

一、同八分

筵貳枚

メ九匁九分六り

一、銀七匁貳分

浜田領益淵村勘次郎入牢七月廿七日迄晦日迄日数四日之間賄代一

日壹匁五分宛持運賃壹匁三分ツ、ニて如斯

一、同五厘

是ハ七月廿七日之蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合通

但、十人割壹人分

一、同壹分式厘

是ハ七月廿八日より晦日迄日数三日之間蠟燭炭油ほくち附木とふしん代割合別紙割合書之通り

但、十一人割壹人分

一、同壹分式り

ちり紙壹状

一、同六分五り

折敷壹枚

一、同壹匁

椀壹せん

一、同貳厘

箸壹せん

一、同八分

むしろ貳枚

メ九匁九分六厘

一、銀七匁貳分

芸州湯原村三兵衛入牢七月廿七日より晦日迄日数四日之間、賄代壹日壹匁五分ツ、持運賃、一日三分ツ、ニて如斯

一、同五厘

是ハ七月廿七日之蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り

但、十人割壹人分

一、同壹分式り

是ハ七月廿八日迄日数三日之間蠟燭炭油附木ほくちとふし
ん代割合別紙割合書之通り

但、十一人割壹人分

- 一、同壹分式り ちり紙壹状
- 一、同六分五り おしき壹枚
- 一、同壹匁 わん壹膳
- 一、同貳厘 はし壹膳
- 一、同八分 むしろ貳枚

メ九匁九分六り

一、銀五匁四分

八色石村善兵衛入牢七月廿八日迄日数三日之間、賄代一日
壹匁五分ツ、持運ちん一日三分宛にて如斯

一、同壹分式り

是ハ七月廿八日迄日数三日之間蠟燭炭油附木ほくちとふし
ん代割合別紙割合書之通り

但、十一人割壹人分

- 一、同壹分式り ちり紙壹状
 - 一、同六分五り 折敷壹枚
 - 一、同壹匁 椀壹ぜん
 - 一、同貳りん はし壹ぜん
 - 一、同八分 むしろ二枚
- メ八匁三分壹厘

惣合三百八拾九匁七分五厘

石見国幕領大森代官所牢屋関係史料の紹介（小林准士）

右之通り御座候以上

文政六年

未七月

牢番 増平（印）
右同断定助（印）

大森町（印）

御目代所

前書之通牢番共今七月分勘定目録差出候ニ付人別ニ割合村方今取立候様
仕度奉存候、以上

未八月

大森町

組頭
目代兼

田儀屋清六（印）

大森御役所

前書之合銀三百八拾九匁七分八厘見届之上令押切相渡もの也

未

八月十九日 大森

御役所（印）

【史料六】目録番号三九八（文政七年二月） a
（端裏）「申二月分牢屋人用割合書」

差上申牢屋諸入用割合書付事

一、銀壹分五り 蠟燭拾匁かけ

壹丁

是ハ二月朔日之分一夜壹丁ツ、但、壹丁ニ付壹分五りツ、ニ御

座候

一、同壹分八り 焼炭六百め

是ハ日数右同断、一昼夜六百目、但、掛目壹めニ付三分ツ、ニ

御座候

一、同壹分壹り貳毛 明し油

三夕五才

是ハ日数右同断、一夜六三夕五才ツ、但、壹升ニ付三匁二分ツ、

ニ御座候

一、同壹厘

附木
ほくち代
とふしん

是ハ日数右同断、一昼夜壹りツ、ニ御座候

メ四分五り貳毛

温泉津村庄藏、神子路浦重郎兵衛、尾浜うら広右衛門、同浦沢右衛

門、同浦友右衛門、大森町平右衛門、雲州赤名村安右衛門、同村

豊平、川合村庵原主殿、藏田雅楽、中田五百枝、備後国上下料仁

三郎、メ十二人割、

壹人前三厘七毛六ツ、

右之通り二月朔日之分、諸入用如斯御座候

一、銀貳匁五分五り

蠟燭拾匁懸
十七丁

是ハ二月二日迄十八日迄日数十七日之間、一夜壹丁ツ、但壹丁

ニ付壹分五りツ、御座候

一、同三匁六り

燒炭
十貫貳百金櫃
(印)

是ハ日数右同断、一昼夜六百め宛、但掛目壹めニ付三分ツ、ニ

御座候

一、同壹匁九分四毛

明し油
五合九夕五才

是ハ日数右同断、一夜三夕五才ツ、但シ壹升ニ付三匁貳分ツ、

ニ御座候

一、同壹分七り

附木
ほくち代
とふしん

是ハ日数右同断、一昼夜壹りツ、ニ御座候

メ七匁六分八り四毛

温泉津村庄藏、神子路浦重郎兵衛、尾浜浦広右衛門、同浦沢右衛

門、同浦友右衛門、大森町平右衛門、雲州赤名村安右衛門、同村豊

平、川合村庵原主殿、藏田雅楽、中田五百枝、備後国上下料仁三

郎、小谷村重兵衛、十三人割

壹人前五分九り壹毛

右之通り二月二日迄十八日迄之分諸入用如斯御座候

一、銀壹匁八分

蠟燭拾匁懸

是ハ二月十九日夕晦日迄日数十二日之間、一夜壹丁ツ、但壹丁

ニ付壹分五りツ、

一、同式匁壹分六厘 焼炭七貫貳百ぬ

是ハ日数右同断、一昼夜六百ぬツ、但掛ぬ壹ぬぬ二付三分宛二

御座候

一、同壹匁三分四り四毛 明し油四合式夕

是ハ日数右同断、一夜三夕五才ツ、但し壹升ニ付三匁式分ツ、

ニ御座候

一、同壹分式り

附木
ほくち 代
とふしん

是ハ日数右同断、一昼夜壹りツ、ニ御座候

メ五匁四分式厘四毛

(印) (印)

温泉津村庄蔵、神子路浦重郎兵衛、尾浜浦広右衛門、同浦沢右衛

門、同浦友右衛門、大森町平右衛門、備後国上下料仁三郎、小谷

村十兵衛、

メ八人割、壹人前六分七り八毛ツ、

右之通り諸入用割合書奉差上候、以上

牢番

申二月 増平(印)

右同断

定助(印)

大森町

御目代所

石見国幕領大森代官所牢屋関係史料の紹介(小林准士)

【史料七】 目録番号三九九(文政七年二月) b
(端裏)「申二月分牢屋賄勘定目録」

覚

一、銀五拾四匁也

温泉津村庄蔵入牢二月朔日夕晦日迄日数廿日之間、賄代一日壹匁

五分ツ、持運賃一日三分宛ニて如斯

一、同四厘

是ハ二月朔日之分蠟そく炭油附木ほくちとふしん代割合、別紙割

合書之通り十二割壹ツ分

一、同五分九り

是ハ二月二日夕十八日迄日数十七日之間、蠟燭炭油附木ほくちと

ふしん代割合別紙割合合書之通り、十三わり壹ツ夕分

一、同六分八り

是ハ二月十九日夕晦日迄日数十二日之間、蠟燭炭油附木ほくちと

ふしん代割合別紙割合合書之通り八つ割壹ツ分

一、同式分四り

ちり紙二状

メ五拾五匁五分五り

一、銀五拾四匁也

神子路浦重郎兵衛入牢二月朔日より晦日迄日数三十日之間、賄代

持運ちん一日三分ツ、ニて如斯

一、同四厘

是ハ二月朔日分蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合合書之

通り十二割壹ツ分

一、同五分九リ

是ハ二月二日ヨリ十八日迄日数十七日之間蠟燭炭油附木ほくちとふ

しん代割合別紙割合書之通り、十三割壱つ分

一、同六分八リ

是ハ二月十九日ヨリ晦日迄日数十二日之間蠟燭炭油附木ほくちとふ

しん代割合別紙割合書之通り八つ割壱つ分

一、同式分四リ

ちり紙二状

メ五拾五匁五分五リ

一、銀五拾四匁也

尾浜浦広右衛門入牢二月朔日ヨリ晦日迄日数三十日之間、賄代一日

壱匁五分ツ、持運賃一日三分ツ、ニて如斯

一、同五拾四匁也

同浦沢右衛門賄代右同断

一、同五拾四匁也

同浦友右衛門賄代右同断

一、同壱分壱リ

是ハ二月朔日之分蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書

之通り十二割壱つ分

一、同壱匁七分七リ

是ハ二月二日ヨリ十八日迄日数十七日之間蠟そく炭油附木ほくちと

ふしん代割合別紙割合書之通り、十三割三つ分

一、同式匁三厘

是ハ二月十九日ヨリ晦日迄日数十二日之間、蠟燭炭油附木ほくちと

ふしん代、割合別紙割合之通り八つ割三つ分

一、同七分式リ

ちり紙六状

メ百六拾六匁六分三厘

一、銀五拾四匁也

大森町平右衛門入牢二月朔日ヨリ晦日迄日数廿日之間、賄代一日壱

匁五分ツ、持運賃一日三分ツ、ニて如斯

一、同四リ

是ハ二月朔日之分蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書

之通り十二割壱つ分

一、同五分九リ

是ハ二月二日ヨリ十八日迄日数十七日之間蠟燭炭油附木ほくちとふ

しん代割合別紙割合書之通り十三わり壱つ分

一、同六分八リ

是ハ二月十九日ヨリ晦日迄日数十二日之間蠟燭炭油附木ほくちとふ

しん代割合別紙割合書之通り八つ割壱つぶん

一、同式分四リ

ちり紙二状

メ五拾五匁五分五厘

一、銀三拾式匁四分

雲州赤名村安右衛門入牢、二月朔日ヨリ十八日迄之賄代一日壱匁五

分ツ、持運賃一日三分ツ、ニて如斯

一、同三拾式匁四分

同村豊平賄代右同断

一、同八厘

是ハ二月朔日之分蠟燭炭あぶら附木ほくちとふしん代割合別紙割

合書之通り十二割貳つ分

一、同壹匁分八り

是ハ二月二日ヨ十八日迄日数十七日之間蠟燭炭油附木ほくちとふしん代

割合別紙割合書之通十三割二つ分

一、同四分八厘

ちり紙四状

メ六拾六匁五分四り

一、銀三拾貳匁四分

庵原主殿入牢、二月朔日ヨ十八日迄之賄代一日壹匁五分ツ、持運賃一日三分宛ニて如斯

一、同三拾貳匁四分

藏田雅樂賄代右同断

一、同三拾貳匁四分

中田五百枝賄代右同断

一、同壹分壹り

是ハ二月朔日のおん、蠟燭炭あぶら附木ほくちとふしん代割合、別紙わり合書之通り十二割三つ分

一、同壹匁七分七り

是ハ二月二日ヨ十八日迄日数十七日之間、蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り十三わり三つ分

一、同七分式り

ちり紙六状

メ九拾九匁八分

一、銀五拾四匁也

備後国上下料仁三郎入牢二月朔日ヨ晦日迄日数廿日之間、賄代一

日壹匁五分ツ、持運賃一日三分宛ニて如斯

一、同四厘

是ハ二月朔日之分蠟燭炭あぶら附木ほくちとふしん別紙割合書之通り十二割壹つ分

一、同五分九り

是ハ二月二日ヨ十八日迄日数十七日之間蠟燭炭あぶら附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り十三割壹つ分

一、同六分八り

是ハ二月十九日ヨ晦日迄日数十二日之間蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り八つ割壹つ分

一、同式分四り

ちり紙二状

メ五拾五匁五分五厘

一、銀五拾貳匁式分

小谷村重兵衛入牢、二月二日ヨ晦日迄日数廿九日之間、賄代一日壹匁五分ツ、持運賃一日三分ツ、ニて如斯

一、同五分九り

是ハ二月二日ヨ十八日迄日数十七日之間、蠟燭炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り十三割壹つ分

一、同六分八り

是ハ二月十九日晦日迄日数十二日之間蠟そく炭油附木ほくちとふしん代割合別紙割合書之通り、八つ割壹つ分

一、同式分四り

ちり紙二状

一、同壹匁

わん壹膳

石見国幕領大森代官所牢屋関係史料の紹介（小林准士）

一、同式厘

箸壺せん

一、同八分

むしろ二枚

メ五拾五匁五分三厘

惣合六百拾匁七分

右之通り御座候、以上

文政七年

牢番

申二月

増平（印）

右同断

定助（印）

大森町御目代所

前書之通牢番共今当申二月分牢賄入用勘定目録差出候ニ付写仕奉差上候、以上

申三月

大森町組頭
目代兼

田儀屋清六（印）

大森御役所

前書合銀六百拾匁七分見届之上令押切相渡もの也

申四月廿三日（印）

【史料八】目録番号四一六（文政七年五月） a

（端裏）「申五月分牢屋入用割合書付」

差上申牢屋諸入用割合書付之事

一、銀四匁五分

蠟燭拾匁掛ケ

三拾丁

是ハ五月朔日夕晦日迄日数三十日之間、一夜壺丁ツ、

但、壺丁ニ付壺分五りツ、ニ御座候

一、同五匁四分

焼炭十八貫目

是ハ日数右同断、一昼夜六百匁ツ、但、掛め壺メめニ付三分ツ、

ニ御座候

一、同三匁三分六厘

明し油壺升五匁

是ハ日数右同断、一夜三匁五才ツ、但、壺升ニ付三匁式分ツ、

ニ御座候

一、同三分

附木
ほくち
とふしん
代

是ハ日数右同断、一昼夜壺厘ツ、ニ御座候

メ拾三匁五分六厘

備後国上下村仁三郎小谷村重兵衛

メ式人割合壺人前六匁七分八りツ、

右之通り牢屋諸入用割合書奉差上候、以上

牢番増平慎仲兼帯

申五月

牢番

定助（印）

大森町御目代所

右之通牢屋諸入用割合書奉差上候、以上

【史料九】 目錄番号四〇一（文政一〇年二月） a
（端裏）「亥二月小目錄」

文政十年

牢番

亥二月

増平（印）

同

定助（印）

大森町御目代所

奉差上牢屋諸入用書之事

一、銀三匁九分

蠟燭貳拾六丁

是者二月朔日同廿六日夜迄一夜二十匁かけ壹丁宛、但、壹丁ニ付壹分五りツ、

一、同四匁六分八厘

焼炭拾五貫六百目

是ハ二月朔日同廿六日夜迄晝夜ニ六百目ツ、

但、壹メめニ付三分宛

一、同貳匁九分壹り

明し油九合壹夕

是ハ二月朔日同廿六日夜迄一夜三夕五才ツ、

但、壹升ニ付三匁貳分宛

一、同貳分六り

附木
とうしん
ほくち

是ハ二月朔日同廿六日夜迄一夜ニ壹りツ、

一、同七分貳り

ちり紙六状

一、同壹匁壹分四り

むしろ三枚

メ拾三匁六分壹厘

是ハ大田村米七吉永村平七久利村要吉入牢二月朔日同廿七日

朝迄諸入用、是ヲ三つわりニして四匁五分四り宛如此御座候

石見国幕領大森代官所牢屋関係史料の紹介（小林准士）

【史料一〇】 目錄番号四〇〇（文政一〇年二月） b

（端裏）「亥二月牢屋入用目錄」

覚

一、銀四拾六匁八分

大田村米七入牢二月朔日同廿七日朝迄、賄代一日壹匁五分宛持送り賃三分宛ニ而如此

一、同四匁五分四り

是者二月朔日同廿六夜日迄蠟燭焼炭明し油附木とうしんほくちちり紙むしろ代メ高十三匁六分壹り是ヲ三つ割ニして如此御座候

メ五拾壹匁三分四り

一、銀四拾六匁八分

吉永村平七入牢二月朔日同二七日朝賄代一日壹匁五分宛持送り賃三分宛ニ而如此

一、同四匁五分四り

是者二月朔日同廿六日夜迄蠟燭焼炭明し油附木とうしんほく

石見国幕領大森代官所牢屋関係史料の紹介（小林准士）

ちちり紙むしろ代ノ高十三匁六分巻り、是ヲ三つ割ニして如此
御座候

ノ五拾壹匁三分四り

一、銀四拾六匁八分

久利村要吉入牢二月朔日同廿七日迄賄代一日壹匁

五分ツ、持送り賃三分宛ニ而如此

一、同四匁五分四り

是ハ二月朔日同廿六日夜迄、蠟燭焼炭明し油附木とうしんほ
くちちり紙むしろ代ノ高十三匁六分巻り、是ヲ三つ割ニして如

此御座候

ノ五拾壹匁三分四り

惣合百五拾四匁式り

右之通御座候、以上

文政十年

亥二月

(印) 牢番 増平(印) 同定助(印)

大森町御目代所

前書之通牢番とも入牢人賄代諸入用目録差出候ニ付村方江懸合取立仕
度奉存候、依之継添仕此段奉申上候、以上

目代

亥三月

大吉屋瀬平(印)

大森御役所

前書見届之上令押切相渡者也

亥三月十日 御役所(印)

【史料一】 目録番号四〇二(文政一〇年三月) d

覚

一、銀五拾四匁

但シ一日壹人ニ付番ちん銀壹匁昼夜式匁当
り

是者当二月朔日同廿七日迄番賃

一、同六匁七分五厘

是者同二月朔日同廿七日迄油燈心附木炭代

一、同五分 紙式丈代

是者右三人共入墨入用

一、同八分 硯り代

右同断

一、同壹分八厘 墨代

右同断

一、同壹分二り はり代

右同断

一、同八厘 筆代

右同断

六拾式匁四分三厘

右之通り御渡被成下候様偏ニ奉願上候、以上

亥三月日

鉢屋頭

甚太郎(印)

大森町

御目代所様

右者牢屋之儀鉢屋共江下番被仰付候ニ付、二月朔日今廿七日迄番賃銀并燈油附木とうしん焼炭代等御手当、前書之通鉢屋頭甚太郎今書附差出候ニ付、御添仕奉差上候、尤鉢屋番賃銀之儀者昼銀壹匁夜銀壹匁之御定ニ而、右御入用者は迄御陣屋入用郡中御取立銀之内を以御渡被下置候、依之此段奉申上候、以上

亥三月

大森町
目代

大吉屋瀬平(印)

大森御役所

前書見届之上令押切相渡者也

亥四月廿六日 御役所(印)

